

交 流 研 究 員 受 入 れ 要 領

1. 受入期間 令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日
原則上記期間中6ヶ月以上の期間
2. 申請期間 令和8年9月11日（金）～ 令和8年11月13日（金）
（締切期日については応相談）
3. 定 員 63名
ただし、応募人数が定員内であっても、国土技術政策総合研究所の指導を受けるために必要な能力その他適格性の有無や研究室の受入れ体制が確保できない等により、ご希望に添えない場合があります。
4. 指導内容 別添「令和9年度交流研究員受入れ課題一覧表」中の、指導を希望する研究課題に関する技術指導等を行います。（応募状況によってはご希望に添えない場合があります。）

5. 応募資格

（1）申請機関

次の①～③までのうち、いずれかの要件を満たす機関

- ① 国家機関、地方公共団体、国土交通省設置法第4条第1項第28号の資産等を定める政令（平成12年政令第297号）第2条に規定する公共的団体及び日本下水道事業団
- ② 別添「令和9年度交流研究員受入れ課題一覧表」の課題のうち指導を希望する課題に対して関連業務の実績を有する一般社団法人または一般財団法人
- ③ 別添「令和9年度交流研究員受入れ課題一覧表」の課題のうち指導を希望する課題に対して関連業務の実績を有する民間企業（ただし、受入開始日前1年間に営業停止命令及び業務停止命令を受けた民間企業は除く）

（2）応募者

次の①及び②の要件を満たす者

- ① 指導を希望する研究課題に関連する業務の実績を有する者
- ② 指導を希望する研究課題に関連する業務について、4年以上（修士の場合は2年以上）の経験年数を有する者（令和9年3月31日までの見込み含む）

6. 受入条件

申請にあたっては、別紙の「受入れ条件」を十分ご確認ください。

【主な留意事項】

申請機関は、当研究所が当該交流研究員の受入れを行っている間に発注する以下の業務について受注できません。なお、発注には、契約までに行う全ての手続き（公告等）が含まれます。

- ・当該交流研究員の受入研究室が発注する業務
- ・当該交流研究員の受入研究室以外の研究室が発注する業務のうち、当該交流研究員が担当する研究課題に関連する業務※

※「令和9年度交流研究員受入れ課題一覧表」の「受入研究課題に関連する研究室及び

7. 申請

以下の申請書類に必要事項を記入のうえ、メールにて申請してください。

また、申請の際は、メールの件名に希望する“課題番号”の記載をお願いいたします。
(メールによりがたい場合は、郵送での申請も可能です。)

【申請書類】

- ・ 交流研究員受入れ申請書
- ・ 交流研究員人事記録（写真を貼付けること） ※写真データ使用可
- ・ 申請機関及び交流研究員の関連業務実績調書
(申請機関が上記5. 応募資格(1) 申請機関の①に該当する場合は、「申請機関」の
関連業務実績の記載は不要)

8. 申請書類の送付先

メール: nil-kouryuuken-ukeire@gxb.mlit.go.jp (つくば・横須賀共通)

(郵送の場合)

- ・ 受入れ課題番号：1～78
〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地
国土交通省 国土技術政策総合研究所（つくば庁舎）
企画部 企画課 調整係 担当：櫻木、若井
TEL 029-864-4283
- ・ 受入れ課題番号：79～86
〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬3丁目1番1号
国土交通省 国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎）
管理調整部 企画調整課 企画係 担当：澤村、川上
TEL 046-844-5019

※その他、申請にあたってご不明な点等ございましたら、応募先庁舎の担当者（上記参照）
までお問い合わせ下さい。

9. その他

- ・ 交流研究員は、国土交通本省の定める「国土技術政策総合研究所部外研究員受入れ規程」
に基づく部外研究員を指します。
- ・ 令和8年度以前に受入れ実績を有する応募者の受入れは、通算で2年を超えないことを原則とします。ただし延長の必要性にかかる特段の事情がある場合には、個別案件毎に判断します。
- ・ 申請書を受理してから受入れ承認までの期間中に、当研究所から指名停止処分を受けた場合は受入れを見合わせます。